

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の職員数、給与、勤務時間、勤務条件及び  
 服務等の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

**職員の任免及び職員数に関する状況**

(1) 採用試験の実施状況（令和元年度：令和2年4月1日採用）

区 分	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	最終合格者数 B	競争率 A/B
一般行政職	—	—	—	—	—
消 防 職	22人	21人	13人	8人	2.63倍

※一般行政職の採用試験は実施しませんでした。

(2) 職員の採用の状況（令和2年4月1日採用者）

区 分	競 争 試 験		
	男	女	計
一般行政職	—	—	—
消 防 職	7人	1人	8人

※一般行政職の採用試験は実施しませんでした。

(3) 再任用制度の実施状況

この制度は、定年退職者等をフルタイムまたは短時間勤務の職員として再任用することができるというものであり、組合では、平成13年4月から導入しました。

令和2年度は、短時間勤務職員を4人採用しております。

(4) 退職者の状況（令和元年度）

区 分	事 由 別 退 職 者 数						
	定年	早期	普通	分限	懲戒	死亡	計
一般行政職	1人	—	—	—	—	—	1人
消 防 職	6人	—	—	—	—	—	6人
計	7人	—	—	—	—	—	7人

(5) 職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	条例定数	職 員 数			対前年比較	
		平成30年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年
一般行政職	16人	10人	10人	10人	—	—
消 防 職	153人	144人	145人	147人	1人	2人
計	169人	154人	155人	157人	1人	2人

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する組合構成市町村等からの派遣職員などを含み、再任用職員、臨時又は非常勤職員を除きます。

(参考) 再任用職員数の状況

平成30年	令和元年	令和2年
1人	1人	4人

(6) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分		職員数			対前年比較		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	
普通 会計	一般 行政	総務	6人	6人	6人	—	—
		衛生	4人	4人	4人	—	—
	消防 関係	消防	144人	145人	147人	1人	2人
	計		154人	155人	157人	1人	2人

(7) 年齢階層別職員数の状況

（平成2年4月1日現在）

区 分	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
一般行政職	0人	0人	2人	0人	2人
消 防 職	36人	22人	11人	13人	17人
計	36人	22人	13人	13人	19人

区 分	45～49歳	50～54歳	55～60歳	60歳以上	計	平均年齢
一般行政職	3人	2人	1人	0人	10人	45歳.6月
消 防 職	16人	2人	30人	0人	147人	37歳.5月
計	19人	4人	31人	0人	157人	38歳.0月

**職員の人事評価に関する状況**

任命権者ごとに「人事評価の実施に関する要綱」を制定し、運用を行っています。  
令和元年度において、下記のとおり人事評価を実施いたしました。

人事評価の実施（令和元年度）

評価方法	評価期間	評 価 内 容
能力評価	平成30年10月1日から令和元年8月31日まで	職員の姿勢、能力
業績評価	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで（上期評価）	職員が年度当初に掲げた目標の達成状況
	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで（下期評価）	

※上期、下期の評価結果を勤勉手当成績率に反映しています。

## 職員の給与に関する状況

### (1) 職員給与の状況（令和2年度当初予算額）

（単位 千円）

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 (B)	
一般行政職	10人	44,171	9,938	18,858	72,967	7,297
消防職	147人	503,529	144,988	208,575	857,092	5,831
計	157人	547,700	154,926	227,433	930,059	5,924

### (2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（令和2年4月1日現在）

一般行政職			消防職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
358,240円	429,293円	45歳.6月	282,512円	346,893円	37歳.6月

※平均給与月額とは、給料に扶養、住居、通勤、管理職、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当等を加えた平均の額です。

### (3) 職員の初任給の状況

（令和2年4月1日現在）

区分	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合		国
	一般行政職	消防職	一般行政職
大学卒	1級25号給	1級25号給	1級25号給
	182,200円	182,200円	182,200円
高校卒	1級5号給	1級5号給	1級5号給
	150,600円	150,600円	150,600円

### (4) 級別職員数の状況

#### ①一般行政職

（平成2年4月1日現在）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
主事	主任	係長代理	係長 主査	課長補佐	課長	参事	事務局長
0人	0人	4人	2人	1人	2人	0人	1人

#### ②消防職

（上段：職名、下段：階級）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
主事	主任	係長代理	係長 主査	課長補佐	課隊長 副隊長 分隊長	本部次長 署長 参事	消防長
消防士	消防士長 消防副士長 消防士	消防司令補 消防士長 消防副士長	消防司令補	消防司令 消防司令補	消防司令長 消防司令	消防司令長	消防監
46人	12人	29人	30人	16人	9人	4人	1人

#### 計 ①+②

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
46人	12人	33人	32人	17人	11人	4人	2人
29.3%	7.6%	21.0%	20.4%	10.8%	7.0%	2.6%	1.3%

(5) 主な職員手当の状況 (令和2年4月1日現在)

①一般職員に対する期末勤勉手当(1級から5級に属する職員)

期末勤勉手当	区 分		期末手当	勤勉手当	計
	支給割合	6月期	1.3	0.95	2.250
		12月期	1.3	0.95	2.250
		合 計	2.60	1.9	4.500
役職段階別加算割合			有		

②特定幹部職員に対する期末勤勉手当(6級から8級に属する職員)

期末勤勉手当	区 分		期末手当	勤勉手当	計
	支給割合	6月期	1.1	1.15	2.250
		12月期	1.1	1.15	2.250
		合 計	2.200	2.300	4.500
役職段階別加算割合			有		

③再任用職員に対する期末勤勉手当

期末勤勉手当	区 分		期末手当	勤勉手当	計
	支給割合	6月期	0.725	0.45	1.175
		12月期	0.725	0.45	1.175
		合 計	1.450	0.900	2.350
役職段階別加算割合			無		

③その他職員手当

区 分	内 容	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆配偶者 月額 6,500円 (8級以上の職員については、月額3,500円)</li> <li>◆子供 月額 10,000円 (被扶養者のうち15歳から22歳の者については、5,000円加算)</li> <li>◆父母等 月額 6,500円 (8級以上の職員については、月額3,500円)</li> </ul>	87人 55.41%
住居手当	◆借家の場合 家賃に応じて、月額28,000円を限度に支給	23人 14.65%
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通機関利用者 運賃相当額を支給</li> <li>◆自動車等使用者 通勤距離に応じて月額1,500円から31,600円を限度に支給 ※通勤距離2km未満については、支給しない。 ※国の制度と異なる内容は、2kmから10kmまでの距離区分が、国の区分より細分化されており、それに伴い2kmから10kmまでの支給額に違いがあります。</li> </ul>	134人 85.35%

管理職手当	◆管理又は監督の地位にある職員に支給				62人 39.49%
	職務の級	区分	主な職名	支給月額	
	8級	1種	局長・消防長	82,200円	
	7級	2種	本部次長・藤岡消防署長	77,400円	
		3種	吉井消防署長 参事	66,400円	
	6級	3種	課長・隊長 副署長・分署長	62,300円	
	5級	4種	課長補佐	55,500円	
4級	5種	係長	46,300円		
管理職員 特別勤務 手当	◆休日等において交替制勤務に従事する管理職員が勤務した場合に支給				28人 17.83%
	主な職名		支給額（1回の勤務につき）		
	消防長		8,000円 (12,000円)		
	本部次長・藤岡消防署長		7,000円 (10,500円)		
	吉井消防署長 参事・課長・隊長 副署長・分署長		6,000円 (9,000円)		
	課長補佐		5,000円 (7,500円)		
	係長		4,000円 (6,000円)		
※（ ）内は6時間を超えて勤務した場合					
特殊勤務手当	◆救急救命士手当 救急救命士が行うことができる特定行為を実施したとき 1回510円				13人 8.28%
時間外勤務 手当	◆平日 時間給×1.25（深夜：時間給×1.5） ◆週休日 時間給×1.35（深夜：時間給×1.6） ◆夜間 時間給×0.25				77人 49.04%

(6) 自己都合・定年退職による退職手当の状況

区分	20年勤続者 (月数)	25年勤続者 (月数)	35年勤続者 (月数)	最高限度額 (月数)	その他の 加算措置等
自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709	
定年	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~4.5%加算)

## 職員勤務時間その他の勤務条件に関する状況

### (1) 職員の勤務時間

区分	1週あたりの勤務時間	始業	休憩		終業	週休日
通常勤務者 (日勤者)	38時間45分	8:30	12:00~13:00		17:15	土・日曜日
交替勤務者 (隔日日勤者)	38時間45分	8:30	12:00~ 13:00	17:15~ 18:15	8:30	指定日

※通常勤務者の勤務時間は、1日7時間45分

※交替制勤務者の勤務時間は、1日15時間30分

### (2) 休暇等の概要

休暇の種類は、有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

#### ① 有給休暇

職員には、1年間（年度）で20日の有給休暇が与えられています。

また、翌年度に限り20日を限度としてこれを繰り越すことができます。

【休暇の取得状況（令和元年4月1日から令和2年3月31日）】				
区分	対象職員数	総付与日数	総使用日数	消化率
一般行政職	10人	383.0	94.0	24.54%
消防職	145人	5557.0日	2002.2日	36.03%
計	155人	5940.0日	2096.2日	35.29%

#### ② 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は病気を療養するために必要とされる期間について認められる有給休暇です。その事由及び期間は次のとおりです。

事由	期間
1 公務上の負傷又は疾病(公益法人等派遣職員の派遣先団体における業務上の負傷又は疾病を含む。)	医師の証明等に基づき必要な期間
2 結核性疾病	3年を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間
3 結核性以外の私傷病	90日を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間。ただし、特に長期にわたる私傷病については、理事長の承認を得て90日を超えない期間を延長することができる。

#### ③ 特別休暇

特別休暇には次の事由に該当する休暇があります。

◆公民権の行使◆官公署への出頭◆ドナー休暇◆ボランティア休暇◆結婚休暇◆職員の産前産後休暇◆男性職員養育休暇◆育児時間休暇◆妻の出産休暇◆生理休暇◆妊娠中休暇◆子の介護休暇◆忌引◆父母の追悼休暇◆危篤看護休暇◆夏季休暇◆長期勤続休暇◆災害休暇◆感染症隔離休暇

#### ④ 介護休暇

職員が、2週間以上の期間にわたり日常生活に支障がある要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇制度で、介護休暇によって勤務しない時間については給料が減額されます。

## 職員の服務及び分限・懲戒処分の状況

### (1) 服務規律の概要

服務の基本原則は、憲法第15条第2項及び地方公務員法第30条において規定されているように「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というものです。

### (2) 分限制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができない場合に行う処分をいいます。分限処分の種類と事由は次のとおりです。

分限処分の種類	事 由
免職・降任	勤務実績が良くない場合
	心身の故障のため、職務の遂行に支障がありこれに耐えない場合
	その職に必要な適格性を欠く場合
	定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
休 職	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
	刑事事件に関し起訴された場合
	災害により生死不明又は所在不明となった場合

### (3) 懲戒制度の概要

懲戒処分とは、服務違反や不正行為により行う処分です  
懲戒処分の種類と処分内容は次のとおりです。

懲戒処分の種類	処 分 内 容
戒 告	職員の規律違反の責任を確認すると共に、その将来を戒める処分
減 給	一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分
停 職	職員を職務に従事させない処分
免 職	職員としての身分を失わせる処分

### (4) 懲戒処分者の状況（令和元年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
一般行政職	—	—	—	—
消 防 職	—	—	—	—

### (5) 職務に専念する義務の免除の状況

職員は、職務専念義務として法律又は条例に特別の規定がある場合以外は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、従事しなければならないとされています。この職務専念義務の免除については、合理的な理由がある場合に限られますが、条例では次の事項が定められております。

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 上記①及び②以外で任命権者が認めた場合

具体的には、人間ドック受診者のうち職務専念義務を免除した者があげられます。

（令和元年度実績）

一般行政職	8人
消 防 職	32人
計	40人

### 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日、再就職者による依頼等の規制を導入する地方公務員法の改正が施行され、当組合でも「職員の退職管理に関する条例」を制定、施行し、職員の退職管理の適正化を図っています。

(再就職者による依頼等の規制)

退職後に営利企業等に再就職したものは、離職前の職務に関し、現職職員への契約や処分に関する事務について依頼等（働きかけ等）行うことは禁止されています。

(任命権者への届出)

管理職職員であったものが、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、任命権者に届出を行うこととしています。

退職年度	届出対象者数 (退職者のうち課長級以上の者)	営利企業等への従事者数 (届出対象者のうち届出提出者)
平成30年度	1人	1人

### 職員の研修の実施状況

#### (1) 一般行政職（令和元年度）

区 分	研 修 内 容	受講者数
一般研修	監督者研修	1人

#### (2) 消防職（令和元年度）

区 分	研 修 内 容	受講者数
一般研修	救急医療研修	13人
派遣研修	県消防学校消防職員研修	29人
//	気管挿管病院実習	1人
//	ビデオ喉頭鏡実習	1人
//	薬剤投与病院実習	2人
//	処置拡大追加講習	7人
//	資格取得研修	4人
//	安全運転研修	1人

### 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1) 安全衛生に関する事項

衛生管理者、安全衛生推進者、産業医を選任。衛生委員会を設置し、職員の危険又は健康障害の防止、労働災害の原因調査や労働災害の防止対策などに努めています。

安全衛生管理体制の整備状況（令和元年度）

区 分	衛生管理者	安全衛生推進者	産 業 医	衛生委員会
事 務 局	—	—	—	—
消 防	1人	4人	1人	8人



(2) 公務災害の認定状況（令和元年度）

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ「地方公務員災害補償法」が適用されます。

区分	区分	件数	概要
事務局	公務災害	—	
	通勤災害	—	
消防	公務災害	1人	立ち入り検査中の負傷
	通勤災害	—	

(3) 福利厚生事業の実施状況（令和元年度決算額）

職員の福祉及び利益の保護並びに厚生制度の適切な運営を図り、能率の増進に資するため互助会（職員共済会）に対し補助金を交付しています。

区分	内容
互助会の名称	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合職員共済会
会員数	152人
職員掛金率	給料月額の千分の3
1人あたりの掛金年額	10,427円
福利厚生事業支出総額	4,909,580円
うち公費負担額	679,317円
公費負担率	30.00%
1人あたりの公費負担額	4,469円

事業概要

区分	給付金名称	金額	支給者数	支給実績
共済給付事業	結婚祝金	20,000円	4人	80,000円
	出産祝金	10,000円	5人	50,000円
	入学祝金	10,000円	16人	160,000円
	死亡弔慰金	200,000円	—	—
	家族死亡弔慰金	20,000円	2人	40,000円
	災害見舞金	最高100,000円	—	—
	勤続報奨金（20年）	50,000円	8人	400,000円
	勤続報奨金（25年）	50,000円	7人	350,000円
	勤続報奨金（30年）	10,000円	—	—
	リフレッシュ休暇給付金	30,000円	7人	210,000円
福利厚生事業	人間ドック助成（67人）			920,390円
	インフルエンザワクチン接種助成金（10人）			9,500円
	スポーツ・レクレーション大会実施			1,785,733円
	団体生命共済加入			222,450円

## 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適切な措置がとられるべきことを要求することができます。

※令和元年度の要求はありませんでした。

### (2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立をすることができます。

※令和元年度の申立はありませんでした。